

## 「音更町防災会議委員」からの主な修正の概要 (R5.1 集約)

音更町地域防災計画の修正に関する、防災会議委員などから提供をいただいた修正等の概要

※青地：修正等箇所

	音更町防災会議委員	修正の概要
1	帯広開発建設部	<b>【水防計画】</b> ・ 大規模氾濫減災協議会に関する修正 <b>【資料編】</b> ・ 洪水予報等の情報共有に関する修正 等
2	十勝総合振興局	<b>【本編、地震防災計画】</b> ・ 避難情報に関する修正 等
3	北海道電力ネットワーク株式会社	<b>【本編、地震防災計画】</b> ・ 自社の名称に関する修正 等
4	とちち広域消防事務組合音更消防署	<b>【本編、地震防災計画、資料編】</b> ・ 協力団体の記載 ・ 文言及び数字の修正 等

1 帯広開発建設部

計画	章	節	頁	修正内容	摘要																								
水防	2	2	12	<p>第2節 大規模氾濫減災協議会を「<a href="#">十勝川外減災対策協議会</a>」  <del>「1(1)、(2)、(3)」</del>「<del>2(1)、(2)、(3)</del>」<del>を削除</del>                      「<a href="#">本協議会は、過去の出水の教訓を踏まえ、十勝川等における堤防の決壊や越水等に伴う浸水被害に備え、帯広開発建設部、釧路地方气象台、十勝総合振興局、十勝管内市町村等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とし、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会及び第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として設置する。」</a> <b>を追記</b></p>	修正、削除及び追記																								
	4	3	17	<p>1—<a href="#">国土交通省または都道府県と気象庁は共同して、あらかじめ指定した河川（「洪水用法指定河川」）について、区間を決めて水位又は流量を示した予報を発表する。</a></p>	修正																								
	4	3	17	<p>1（表中）—<a href="#">氾濫危険情報一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合、或いは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合</a></p> <p>「<a href="#">洪水の危険のレベルに対応した表現等</a>」を追記</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>洪水の危険レベル</th> <th>洪水予報の標題（種類）</th> <th>水位の名称</th> <th>町・住民に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル5（相当）</td> <td>氾濫発生情報（洪水警報）</td> <td>（氾濫発生）</td> <td><b>緊急安全確保</b> 高台に移動、近傍の堅固な建物への避難等</td> </tr> <tr> <td>レベル4（相当）</td> <td>氾濫危険情報（洪水警報）</td> <td>氾濫危険水位</td> <td>町は<b>避難指示</b>の発令を判断</td> </tr> <tr> <td>レベル3（相当）</td> <td>氾濫警戒情報（洪水警報）</td> <td>避難判断水位</td> <td>町は<b>高齢者等避難</b>の発令を判断</td> </tr> <tr> <td>レベル2（相当）</td> <td>氾濫注意情報（洪水注意報）</td> <td>氾濫注意水位</td> <td>避難に備える</td> </tr> <tr> <td>レベル1</td> <td>なし</td> <td>水防団待機水位</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	洪水の危険レベル	洪水予報の標題（種類）	水位の名称	町・住民に求める行動	レベル5（相当）	氾濫発生情報（洪水警報）	（氾濫発生）	<b>緊急安全確保</b> 高台に移動、近傍の堅固な建物への避難等	レベル4（相当）	氾濫危険情報（洪水警報）	氾濫危険水位	町は <b>避難指示</b> の発令を判断	レベル3（相当）	氾濫警戒情報（洪水警報）	避難判断水位	町は <b>高齢者等避難</b> の発令を判断	レベル2（相当）	氾濫注意情報（洪水注意報）	氾濫注意水位	避難に備える	レベル1	なし	水防団待機水位		修正及び追記
洪水の危険レベル	洪水予報の標題（種類）	水位の名称	町・住民に求める行動																										
レベル5（相当）	氾濫発生情報（洪水警報）	（氾濫発生）	<b>緊急安全確保</b> 高台に移動、近傍の堅固な建物への避難等																										
レベル4（相当）	氾濫危険情報（洪水警報）	氾濫危険水位	町は <b>避難指示</b> の発令を判断																										
レベル3（相当）	氾濫警戒情報（洪水警報）	避難判断水位	町は <b>高齢者等避難</b> の発令を判断																										
レベル2（相当）	氾濫注意情報（洪水注意報）	氾濫注意水位	避難に備える																										
レベル1	なし	水防団待機水位																											

計画	章	節	頁	修正内容	摘要
	4	3	18	<p>洪水情報提供（住民に求められる行動）</p> <p>水位</p> <p>洪水予報で発表される情報</p> <p>市町村の対応</p> <p>住民に求められる行動</p> <p>5 〇〇川 氾濫発生情報</p> <p>〇〇川 氾濫発生情報</p> <p>氾濫が発生したとき 氾濫が継続しているとき</p> <p>緊急安全確保</p> <p>住民避難完了</p> <p>4 〇〇川 氾濫危険情報</p> <p>〇〇川 氾濫危険情報</p> <p>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき 氾濫危険水位に到達したとき 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき</p> <p>避難指示の発表判断の目安</p> <p>会員避難</p> <p>3 〇〇川 氾濫警戒情報</p> <p>〇〇川 氾濫警戒情報</p> <p>氾濫危険水位に達すると見込まれるとき 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</p> <p>高齢者等避難の発表判断の目安</p> <p>高齢者等は避難、その他の者は避難準備</p> <p>2 〇〇川 氾濫注意情報</p> <p>〇〇川 氾濫注意情報</p> <p>氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき 避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき</p> <p>1</p> <p>を追記</p>	
資料	3	7	37	<p>3-7—指定河川洪水予報の種類、発表基準(表中) (氾濫危険情報の概要)</p> <p><u>急激な水位上昇により、まもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</u></p>	修正
	3	8	38	<p>3-8—指定河川洪水予報の伝達系統</p> <p>※札幌管区气象台及び北海道開発局で共同発表に関する洪水予報等発表系統図</p> <p>洪水予報～帯広開発建設部と釧路地方气象台で共同発表</p> <p>帯広開発建設部(治水課)</p> <p>北海道開発局 河川管理課</p> <p>札幌管区气象台 予報課</p> <p>共同発表</p> <p>釧路地方气象台</p> <p>帯広開発建設部(防災課)</p> <p>北海道 危機対策局</p> <p>帯広測候所</p> <p>北海道警察 釧路方面本部</p> <p>帯広測候所</p> <p>帯広警察署</p> <p>池田警察署</p> <p>新得警察署</p> <p>本別警察署</p> <p>帯広河川情報センター 札幌センター</p> <p>マスコミ</p> <p>広報官</p> <p>帯広河川事務所</p> <p>池田河川事務所</p> <p>十勝ダム管理支所</p> <p>札内川ダム管理支所</p> <p>帯広建設管理部</p> <p>関係市町村</p> <p>帯広測候所</p> <p>NKK帯広放送局</p> <p>陸上自衛隊第8師団</p> <p>東日本電信電話株式会社 又は 西日本電信電話株式会社</p> <p>北海道 釧路支社</p>	表の追記

## 2 十勝総合振興局地域創生部地域政策課

計画	章	節	頁	修正内容	摘要
本編	4	14	77	1(4)―「 <a href="#">避難指示</a> 」	修正
	5	4	107	7(1)―「 <a href="#">避難指示</a> 」	
地震 防災	3	5	99	1(2)ウ―「 <a href="#">避難指示</a> 」	
	3	5	102	7(1)―「 <a href="#">避難指示</a> 」	

## 3 北海道電力ネットワーク株式会社

計画	章	節	頁	修正内容	摘要
本編	1	5	15	7 表中—北海道電力株式会社 <a href="#">道東支社</a>	修正
	5	2	95	2(3)カ—北海道電力株式会社 <a href="#">道東支社</a>	
	5	19	159	1(1)—北海道電力株式会社 <a href="#">道東支社</a>	
	5	19	159	1(1)ア(ウ)—北海道電力株式会社 <a href="#">道東支社</a> 又は北海道電力ネットワーク株式会社 <a href="#">帯広支店</a>	
地震 防災	1	4	12	2(2)別表—北海道電力 <a href="#">ネットワーク</a> 株式会社	
	3	16	139	3(1)、(2)—北海道電力株式会社 <a href="#">道東支社</a> 、北海道電力ネットワーク株式会社 <a href="#">帯広支店</a>	

## 4 とちぎ広域消防事務組合音更消防署

計画等	章	節	頁	修正内容	摘 要
本編	4	10	68	4(1)― <a href="#">高齢者等に重点を置いた死者発生</a> 防止	修正
	4	10	68	4(2)イ― <a href="#">防火安全協会</a>	
	4	10	68	4(2)エ― <a href="#">防火安全協会</a>	
	5	2	96	2(3)ク(ア)―車載型 <a href="#">2 2</a> 局 (ウ)―車載型 <a href="#">2 1</a> 局	
地震 防災	2	10	61	4(1)ア― <a href="#">とちぎ広域消防事務組合</a>	
	2	10	63	6(4)― <a href="#">防火安全協会</a>	
	3	3	93	4(4)ウ―車載型 <a href="#">2 1</a> 局	
	3	7	113	5(2)― <a href="#">火気</a> 使用設備	
	3	7	113	6(1)― <a href="#">消防署</a> 、 <a href="#">消防会館</a> 等	
資料編	2	1	22	2-1 消防組織図	追記
		2	23	「 <a href="#">音更町女性防火クラブ</a> 」組織名称	
	2	23	2-2(2)― <a href="#">土勝川</a> 温泉消防会館	修正	
		23	2-2(3)―人員数「 <a href="#">60</a> 」「 <a href="#">7</a> 」「 <a href="#">14</a> 」「 <a href="#">20</a> 」「 <a href="#">23</a> 」「 <a href="#">150</a> 」「 <a href="#">210</a> 」		
		24	2-2(4)―消防用ホース「 <a href="#">88</a> 」「 <a href="#">63</a> 」「 <a href="#">3</a> 」に修正 「 <del>救助活動用エンジンカッター</del> 」を削除 「 <a href="#">救助活動用ボート用船外機</a> 」を追記	修正、削 除及び 追記	
		25	2-2(5)―消火栓(基)「 <a href="#">19</a> 」「 <a href="#">20</a> 」「 <a href="#">26</a> 」「 <a href="#">368</a> 」「 <a href="#">384</a> 」「 <a href="#">437</a> 」	修正	
		26	2-3―団員数「 <a href="#">12</a> 」「 <a href="#">20</a> 」「 <a href="#">97</a> 」「 <a href="#">159</a> 」		